

令和5年度 杉並区の清掃事業



はじめに

平成12年4月に東京都から特別区に清掃事業が移管されて以来、区では持続可能な循環型社会の実現を目指し、更なるごみの減量と資源化を推進するため、区民・事業者への普及・啓発に努めるとともに、食品ロスの削減や不燃ごみ等の資源化にも重点的に取り組んでいるところです。

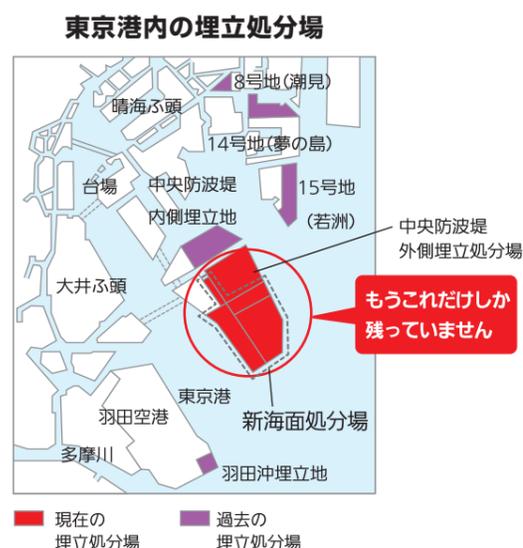
一方、世界的には温室効果ガスによる気候変動や、海洋プラスチックごみ問題など、地球規模の環境問題はますます深刻化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は人々の暮らし・経済に大きな影響を与えました。

国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定するなど、循環型社会形成に向けた取り組みを加速させています。

企業でも食品ロス削減やワンウェイプラスチックの削減の取り組みを展開し、社会全体でSDGs（持続可能な開発目標）に向けた動きが活発になっています。

後世に良好な環境を引き継ぐためには、区民、事業者が主体となって、環境に配慮した暮らしや事業活動へと転換を図ることが必要です。

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現のために、ごみを発生させないライフスタイルへの転換などをさらに支援していきます。



東京23区のごみは焼却・破碎等の処理をした後、東京港内の埋立処分場に埋め立てることによって最終処分をしています。現在の埋立処分場は、あと約50年で満杯になるといわれています。埋立処分場の延命のためにも、ごみの減量は、取り組むべき重要な課題です。

目次

1 目指しています ごみの減量！	1 - 3
2 杉並区一般廃棄物処理基本計画	4
3 区の取り組み	5 - 9
4 23区のごみと資源の流れ	10 - 11
5 ごみ・資源の量	12 - 13
6 ごみ・資源の処理にかかる経費	14
7 杉並区の清掃事業の歴史	15
8 東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場	16 - 17

1 目指しています ごみの減量！

ごみを減らすために大切なこと ~3Rの実践

ポイント① リデュース (REDUCE) ~ごみを出さないようにする~

●ワンウェイプラスチックを減らしましょう ~いつも持とうよ! マイバッグとマイボトル~

ワンウェイ(使い捨て)プラスチックごみが、街中の河川から海に流れ込むことで海が汚染され、世界中で問題になっています。ワンウェイプラスチック削減のため、外出時にはマイバッグ、マイボトルを携帯し、また、プラスチック製のストローやスプーンなどできる限りもらわないようにしましょう。



生ごみ・食品ロスの削減で、ごみ全体の減量に！

杉並区の家から出る可燃ごみのうち、約34%が生ごみです。(令和3年度「家庭ごみ排出状況調査」より)

●生ごみを減らしましょう ~ごみの減量のポイント~

生ごみはギュッとひとしぼり！

生ごみは水分を多く含んでおり、ひとしぼりするだけで約10%の減量が見込めます。また、水切りすることでのびのびの防止にも役立ちます。



●食品ロスを減らしましょう ~おいしく楽しく食べきろう!~

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。日本の食品ロスは、年間約500万トンにもなり、国民1人1日当たり、お茶碗1杯分のご飯を捨てていることとなります。

買い物では…

買い物の前に食材の在庫を確認したり、食べきれないほどの食材を買いすぎないようにしましょう。また、すぐに食べる時は、スーパーなどで陳列棚の手前から期限の早いものを購入しましょう！売れ残りを防ぎ、食品ロスの削減につながります。



食品の保存では…

冷蔵庫の中や戸棚の中に置いたままになっている食品はありませんか？週に一度は冷蔵庫の中身を再確認し、保存した食品を使うなど、食品ロスを減らしましょう。



調理するときは…

食材は無駄なく使いきりましょう。野菜の皮などもひと工夫でおいしい料理に変身します。また、食べられる分だけ作るようにし、残った料理は、リメイクしましょう！

フライド皮ごと里芋▶



フードドライブ ～もったいないをありがとうに～

フードドライブとは、家庭で使いきれない食品（未利用食品）を持ち寄り、福祉団体や施設などに提供する活動のことです。



まだ食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）の削減と食品の有効活用を目的に、家庭で使いきれない未利用食品の受付窓口12か所を設置しています。提供いただいた未利用食品は、区内の子ども食堂、杉並区社会福祉協議会などに提供しています。（令和4年度実績 24,441個）

ポイント② リユース(REUSE) ～捨てずに繰り返し使う～

捨てる前に「まだ使える方法」を考えてみましょう！

必要としている人に譲る
どうぞ使って！
ありがとう！

詰め替えのできる
商品を選ぶ

工夫して新しい
使い道を考える

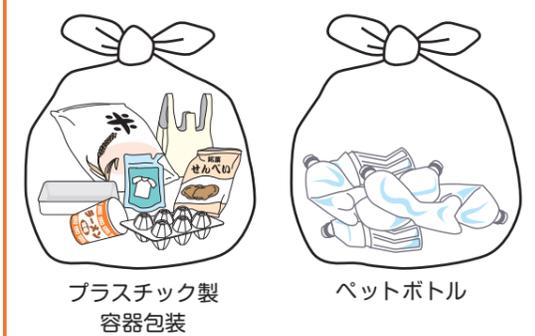
タオル→雑巾

リサイクルショップや
アプリを利用する

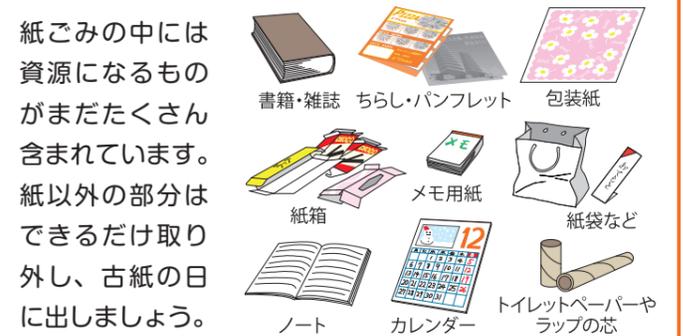
ポイント③ リサイクル(RECYCLE) ～もう一度資源として使う～

ごみと資源をきちんと分別して、もう一度資源として生かしましょう。可燃ごみ、不燃ごみには、資源（びん・かん・プラスチック製容器包装・ペットボトル・古紙等）がたくさん混ざっています。

やPETはサッとすすいで資源に



古紙（紙箱・包装紙等）も資源に分別



「食べのこし0応援店」の登録 ～今日のあなたにちょうどいい量を～

食品ロス削減のため、小盛りメニューや持ち帰り少量パックなど食品ロスの削減に取り組んでいるお店を「食べのこし0応援店」として登録しています。登録店舗数は、815店舗（令和5年3月31日現在）です。

※登録店舗の詳細は、区ホームページ「食べのこし0応援店」をご覧ください。



「フードシェアリング」事業の推進 ～笑顔がたなぐショッピング～

令和2年4月にフードシェアリングサービスを運営する事業者と協定を締結し、売れ残り間際の食品を安価で消費者に提供する取組を進めています。このサービスを利用することで、店舗側は食品を廃棄せずに販売でき、消費者は安価で購入できるため、双方にメリットがあると同時に店舗からの食品ロスの削減につながります。



「mottECO（モッテコ）普及推進モデル事業」の推進

「mottECO」とは、環境省が提唱する、飲食店で食べきれなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る行為の愛称です。

区では、令和5年度から、事業者と協力して食べ残り持ち帰りの普及・啓発を図る「mottECO 普及推進モデル事業」を実施しています。

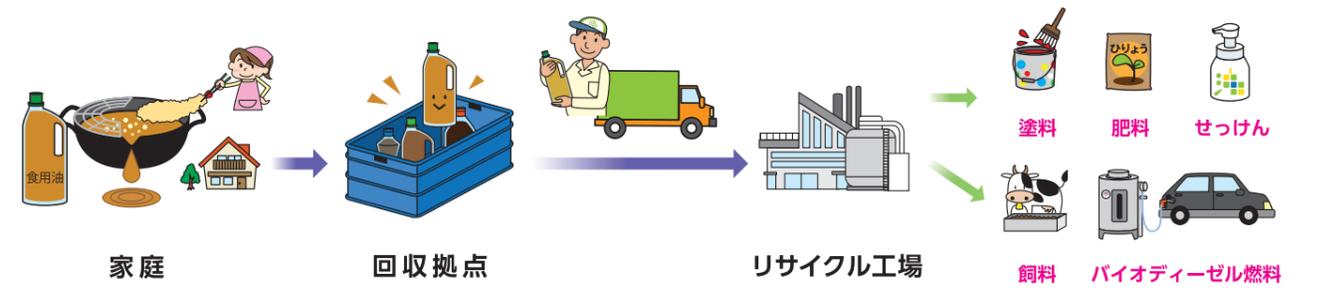
食中毒のリスクを十分理解した上で、食品ロスの削減として、まずは身近なお店で「mottECO」に挑戦してみてください。

▶詳細は区ホームページ「mottECO普及モデル事業協力店」をご覧ください。



●廃食用油のリサイクル ～家庭から出る廃食用油の回収～

家庭で使い終わった天ぷら油や賞味期限の切れた食用油を、区役所ほか累計11か所で回収しています。回収された廃食用油は、飼料やせっけん、バイオディーゼル燃料などにリサイクルされます。令和4年度は、3,977.5kg 回収しました。



2 杉並区一般廃棄物処理基本計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条1項に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定めるもので、同法に基づく「ごみ処理基本計画」及び、「生活排水処理基本計画」に加え、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に基づく「食品ロス削減推進計画」を包含しています。また、本計画は新たな基本構想が目指す将来像の実現に向けた清掃分野における計画であり、杉並区総合計画等との整合性を図るとともに、国、都、東京二十三区清掃一部事務組合等の動向にも十分に配慮した内容とします。

計画期間

本計画の計画期間は杉並区総合計画との整合を図り、令和4年度（2022年度）を計画初年度とし、令和12年度（2030年度）を最終（目標）年度とした9年間の計画です。

基本目標と目標達成に向けた取組

「資源を大切にすまちをつくる」を基本目標に掲げ、その実現を目指します。

この基本目標を達成するための取組は以下のとおりです。

- (1) ごみ・資源の発生抑制の推進
- (2) 更なる資源化の推進
- (3) ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保
- (4) 区民、事業者等との協働
- (5) 多様な媒体を活用した啓発活動の充実
- (6) 継続的な進行管理と効率的・効果的な組織の見直し

計画指標と数値目標

指標名	現状値	目標値（令和4年度策定時）			
	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)	
1 1 1 1 1 ごみ・資源総排出量指数	94.0	94.0	89.5	85.0	
2 2 2 2 2 区民一人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	451	451	430	410	
3 3 3 3 3 可燃ごみに含まれる生ごみの量 (t)	30,793 令和3年度 (2021年度)	32,700	31,300	29,900	

〈指標1〉 令和2年度（2020年度）の区民一人1日当たりのごみ・資源総排出量を100とした指数

〈指標2〉 (区が収集している年間の可燃ごみ量+不燃ごみ量+粗大ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365 (366) 日

〈指標3〉 区が収集している年間の可燃ごみ量 × 可燃ごみに含まれる生ごみの割合※

※家庭ごみ排出状況調査の結果を使用（令和3年度）

杉並区災害廃棄物処理計画

大規模地震や集中豪雨などの自然災害によって杉並区内で発生する災害廃棄物について、迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期の復旧、復興を実現するため、「杉並区地域防災計画」を補完するものとして令和2年12月に「杉並区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

3 区の実践

環境学習を推進しています！

●環境学習等への職員派遣

ごみの減量やリサイクルの必要性について、理解を深めてもらうことを目的に、小・中学校、保育園等の環境学習に職員を派遣しています。環境学習のご要望がございましたら、管轄の清掃事務所までご連絡ください。一般の方へも実施可能ですので、お気軽にご相談ください。



▲ごみ収集体験の様子



▲紙芝居の様子

YouTube 動画による環境学習も配信中です。家族単位、グループ単位で気軽に環境学習に取り組んでみませんか。



◀ 区公式
YouTube
チャンネル
にて配信中

環境学習では、ごみの積み込み状況を観察できる専用の清掃車「ごみぱっくん号」でごみ収集体験ができます。また、区のアニメキャラクター「なみすけ」が登場する職員手作りの紙芝居や劇、クイズを行うなど、ごみと資源の分別について子どもたちが興味を持って、楽しく学べるように工夫を凝らした学習をお届けしています。

スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人」を配信

ごみ・資源の分け方・出し方を調べることができるスマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人」を配信しています。

外国語（英語、中国語〔簡体〕、韓国・朝鮮語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語）に対応しています。

〔なみすけのごみ出し達人〕



無料配信中！
ダウンロードはこちらから



▲ Android 版



▲ ios 版

【機能例】

- ・区からのお知らせ配信
- ・ごみ出し日を知らせるアラーム機能
- ・ごみ分別辞典
- ・ごみの日カレンダー
- ・環境学習機能
- ・粗大ごみ申し込み画面(区HP)へのリンク など

家庭ごみの排出の適正化・ふれあい事業

●ふれあい指導

集積所に排出されたごみ袋を開けて調査し、分別のルールが守られていない排出者に対して、個別に指導・助言を行っています。

また、排出者が特定できない場合は、ごみ袋に警告シールを貼って集積所に残すこともあります。



▲分別の調査中

●ふれあい収集

ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障害のある方などの世帯には、職員が玄関先まで訪問して、可燃ごみ、不燃ごみ、資源の収集のほか、家屋の中から粗大ごみの運び出しを行っています。

また、ごみが出ていない場合には、声かけや高齢者部門等への連絡など、対象者の見守りも担っています。特に、夏場は熱中症対策の一環として安否確認を強化しています。



▲高齢者世帯の粗大ごみの運び出し



▲高齢者世帯の掃除機フィルター交換



事前に管轄の清掃事務所までご相談ください。

●ふれあい連絡帳

ふれあい収集を利用している世帯を対象に、利用者とのふれあいをより深めるために、季節毎にふれあい連絡帳を配布しています。

ふれあい連絡帳の通信欄に、身近な困りごとやお手伝いしてほしいことなどを記入していただき、ごみの収集や分別方法の相談だけでなく、家具の移動や高所の電球・蛍光灯の交換など、短時間で完了できる軽作業も行っています。

カラス対策

カラス対策に最も効果があるのは、ふた付きの容器で出すことです。区では集積所でのごみの散乱を防ぐため、カラスネットと折り畳み式防鳥用ボックスを配布しています。なお、折り畳み式防鳥用ボックスは事前に区が集積所の状況等を確認してから配布します。

また、特殊な塗料を使用しカラス対策に効果のある、杉並区推奨可燃ごみ収集袋「黄色いごみ袋」は、区内の一部スーパーで販売しています。



▲ふた付きの容器



▲カラスネット



▲折り畳み式防鳥用ボックス



▲杉並区推奨可燃ごみ収集袋「黄色いごみ袋」

集団回収の支援

地域の住民と連携した集団回収は、町会・自治会、集合住宅の管理組合、学校、PTA、近所の方々などが2世帯以上集まって、自主的に行う資源回収です。回収場所・日時・品目・回収業者を決めて、家庭から出る資源を持ち寄り、回収業者に引き渡します。区は回収量に応じて報奨金を支給し、活動を支援しています。

集団回収は、持ち去り防止や良質な資源の回収に大きな効果があります。また、地域の結びつきを強めるとともに、ごみ減量やリサイクルに対する意識の向上にもつながります。



【集めるもの】

- ① 古紙
- ② リターナブルびん
- ③ かん
- ④ 布類



★区は支援しています！

- 登録団体には
- 報奨金 6円/kg（町会・自治会は7円/kg）を支給します。
 - 年1回軍手やごみ袋など、物品の支援をします。

【問い合わせ先】NPO法人 すぎなみ環境ネットワーク（P8参照）

●地区回収団体

現在、集団回収団体として登録している町会・自治会（アパート・団地以外）で、地域に根ざした活動をしている団体を、地区回収団体として認定しています。地区回収団体は、資源持ち去り対策の一環として、地区内の集積所に出された資源を集めることができるとともに、資源持ち去りパトロールを実施しています。

資源の持ち去り対策

安定的な資源回収事業を実施していくため「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、資源回収地域の早朝パトロールを実施し、資源の持ち去り行為に対し、氏名等の公表のほか20万円以下の罰金の規定を設けて対応しています。

また、資源の持ち去りを繰り返す悪質な違反者に対しては、区内の警察署と協力して対応するとともに、持ち去り防止のため早朝回収の推進や集団回収との連携、区専用古紙回収袋の配布など、複合的な取組を進めています。

資源（古紙）を夜中に出すことはやめましょう

資源（古紙）を夜中に出すことは、交通の妨げや放火の原因となるばかりでなく、持ち去り業者の活動を助長することにもなります。持ち去り業者は深夜・早朝も活動しています。



▲「持ち去り厳禁」古紙回収袋（新聞・雑がみ用）



清掃情報紙等の発行

- ごみパックン …………… 年 4 回発行
- 杉並区の清掃事業 …………… 隔年発行
- できることからはじめよう（小学 4 年生社会科副読本）
…………… 年 1 回発行
- 収集カレンダー ごみ・資源の分け方・出し方 …… 年 1 回発行



リサイクルひろば高井戸（環境活動推進センター）

● 食器・生活雑貨等のリサイクル、不用品情報コーナー

家庭で不用になった使用可能な食器や生活雑貨、衣料品等を無償で提供していただき、展示販売をしています。また、不用になった生活用品の交換情報を、下記のホームページ上で登録・提供しています。

【問い合わせ先】 NPO 法人 すぎなみ環境ネットワーク
杉並区高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター内
TEL 03-5941-8701 ホームページ：http://www.ecosuginet.jp/

環境清掃審議会

環境の保全並びに廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関して、必要な事項を調査審議する区長の附属機関として設置されています。委員は区民・区議会議員・学識経験者等により構成されています。

清掃協力事業

清掃事業を円滑に進めるためには、地域の皆様の協力が欠かせません。

杉並清掃事務所では、清掃協力事業（清掃懇談会、清掃研修会、清掃施設見学会）を、杉並区町会連合会と協力しながら実施しています。

- 清掃懇談会 …… 町会・自治会単位で開催し、ごみ・資源の分別方法やごみに関する様々な相談を受けたり、助言等を行っています。
- 清掃研修会 …… 杉並区の清掃事業の取組を紹介するなど、ごみ・資源の発生抑制や資源化を一層進めるため、ともに学ぶ場を設けています。
- 清掃施設見学会 …… 清掃リサイクル施設等の見学を通して、リサイクル意識の向上や廃棄物処理技術の普及啓発を図っています。



▲ 清掃施設見学会の様子

事業系ごみの排出の適正化

事業活動に伴って発生するごみ・資源は、事業者が自らの責任で適正に処理することが法令により定められており、廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者に処理を委託することが原則です。

ただし、排出量の少ない事業者のごみ・資源に限り、区の収集を利用することができます。区の収集を利用する事業者は、「事業系有料ごみ処理券」の貼付が必要です。

区では貼付について、継続的に広報紙・ホームページへの掲載、リーフレットの配布、商店会への説明などを行い周知に努めるとともに、未貼付の事業者には、直接訪問による指導等を行っています。



事業系有料ごみ処理券		
小・10リットル	1セット 10枚つづり	870円
中・20リットル	1セット 10枚つづり	1,740円
大・45リットル	1セット 10枚つづり	3,910円
特大・70リットル	1セット 5枚つづり	3,045円

令和 5 年 10 月改定料金

* 区内のコンビニエンスストアなど、右のステッカーのある店舗で取り扱っています。



事業系有料ごみ処理券の貼り方

※ 事業系有料ごみ処理券には事業者名を記入します。

◆ ごみや資源を入れた袋の容量にあったごみ処理券を貼ります。



◆ びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装も袋に入れてごみ処理券を貼ります。

※ 資源用コンテナ、ペットボトル回収容器は利用できません。

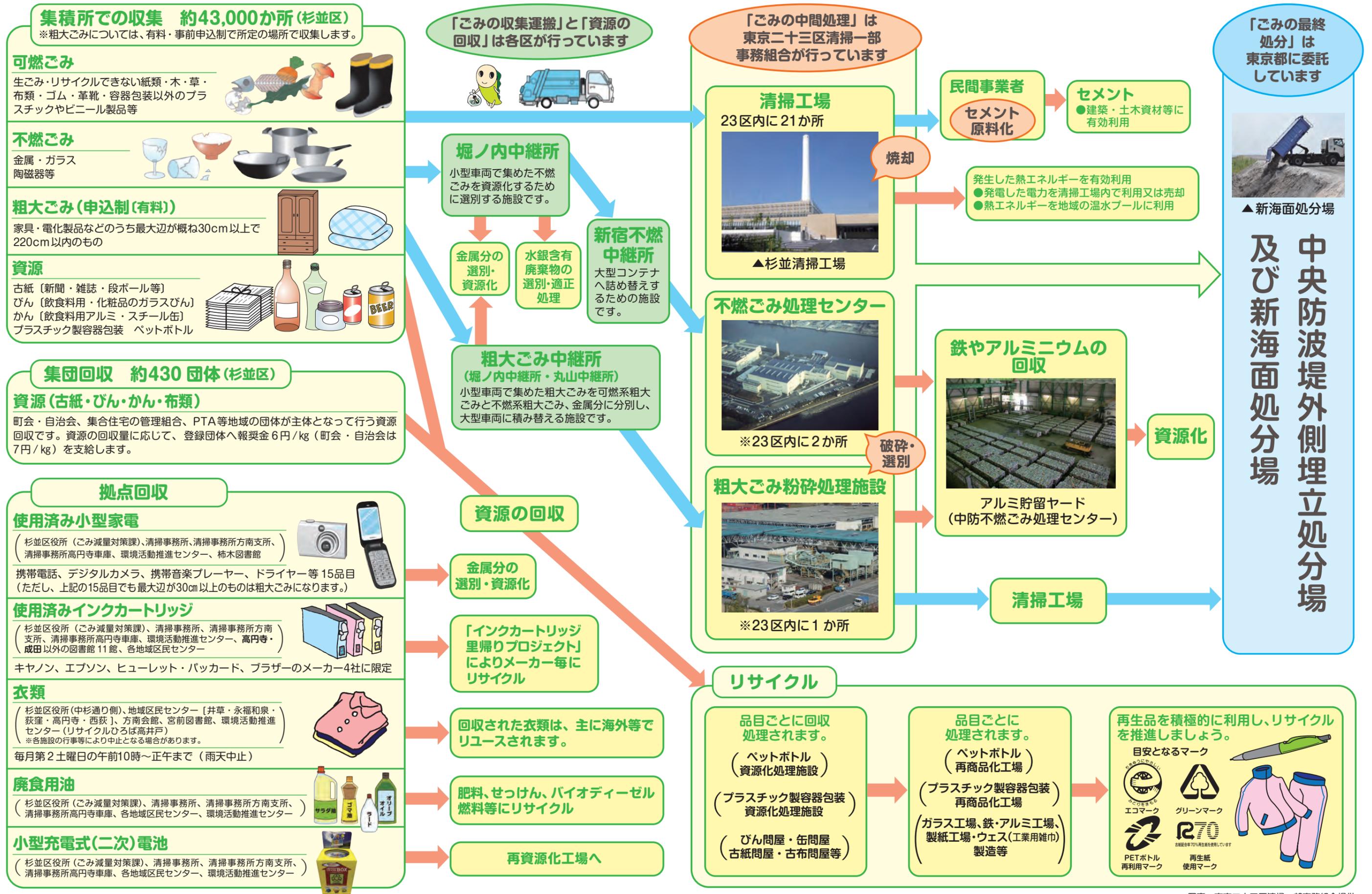
◆ 袋に入らないものは、直接、ごみ処理券を貼ります。

<p>段ボール</p> <p>35×55×35cmの箱が基準</p> <p>2枚につき、10枚券を1枚貼ります。</p>	<p>新聞・雑誌・雑がみ・紙バック</p> <p>新聞は四つ折りの大きさが基準</p> <p>10cm</p> <p>高さ10cmにつき、10枚券を1枚貼ります。</p>	<p>一斗缶・発泡スチロール</p> <p>18ℓのかんが基準 33×48×20cmの箱が基準</p> <p>1個につき、10枚券を1枚貼ります。</p>	<p>蛍光管</p> <p>120cmの長さが基準</p> <p>2本につき、10枚券を1枚貼ります。</p>
---	--	--	--

事業系大規模建築物排出指導

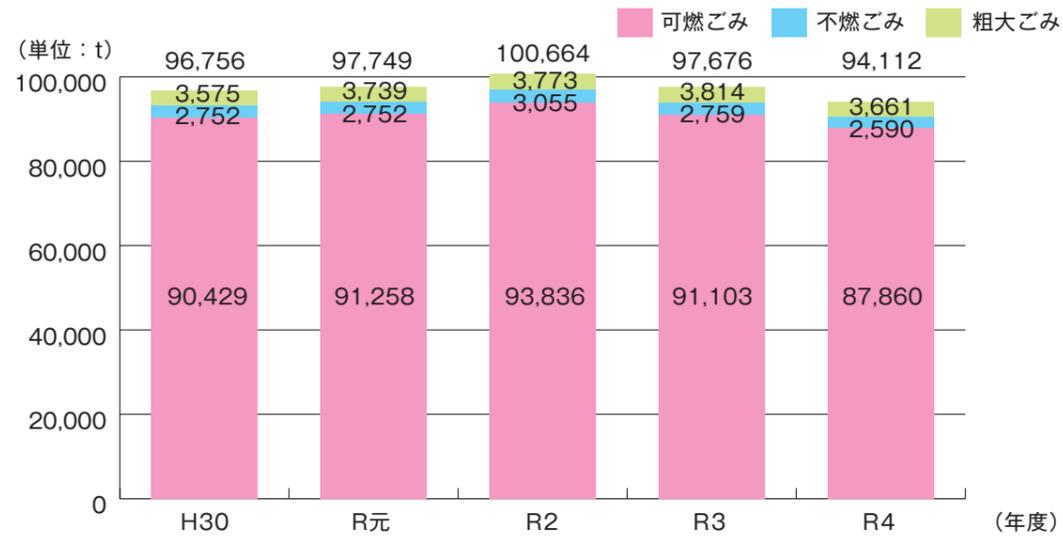
延べ床面積 1,000㎡以上の事業系建築物から排出される、事業系廃棄物の減量を進めるため、その所有者又は管理者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出及び毎年度の再利用に関する計画書（再利用計画書）の提出を義務付けています。また、立入調査や廃棄物管理責任者講習会を実施しています。

4 23区のごみと資源の流れ



5 ごみ・資源の量

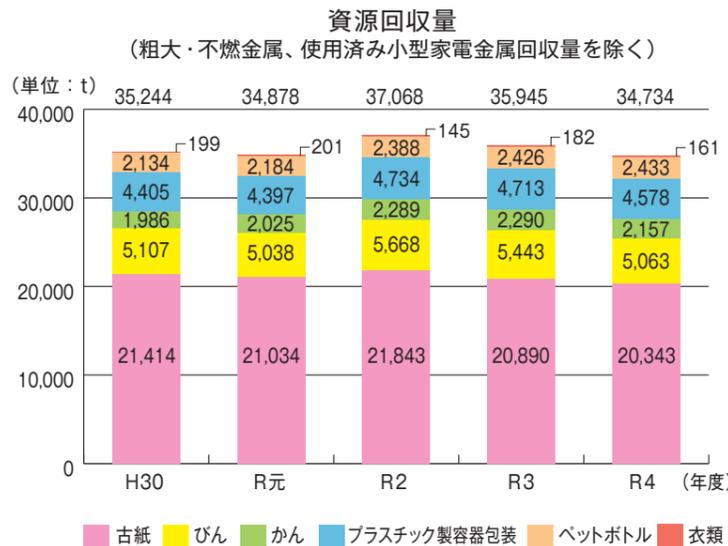
① ごみ収集量



※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

ごみ収集量は、コロナ禍の影響が減少したことによる社会経済活動の回復や、再資源化事業の取組等の要因により減少しました。令和3年度に実施した家庭ごみ排出状況調査によると、ごみ収集量全体の約90%を可燃ごみが占めており、その中の割合では生ごみが約34%で最も多く、次いで紙類が約17%となっています。

② 資源回収量 (行政回収・集団回収・拠点回収)

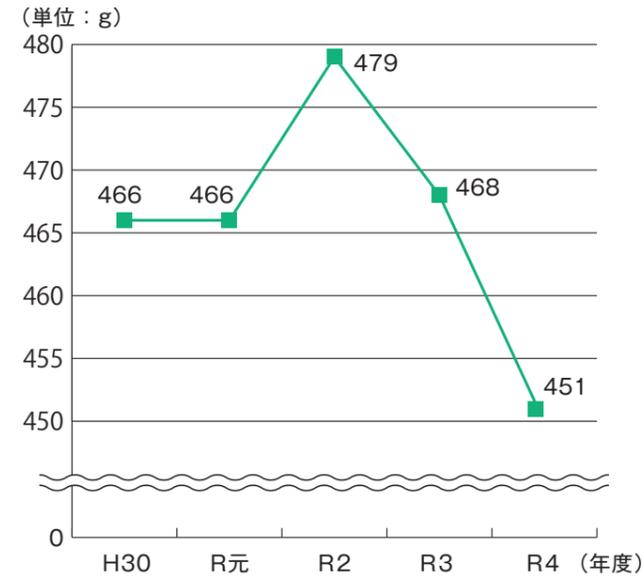


※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

粗大ごみからの金属回収及び小型家電の拠点回収を平成25年度から開始しています。

また、平成26年4月から一部地域を対象とした不燃ごみの再資源化事業を開始し、平成29年10月からは区内全域に拡大し、更なる減量、資源化に取り組んでいます。

③ 区民一人1日当たりのごみ排出量

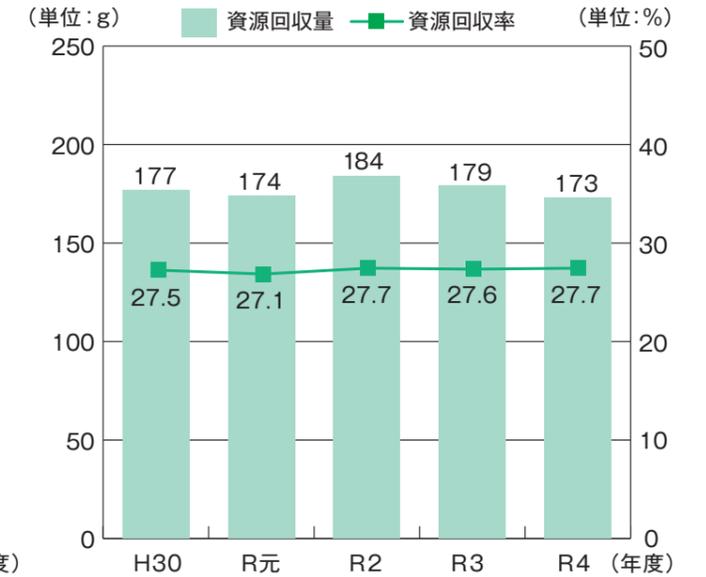


区民一人1日当たりのごみ排出量・資源回収量は、一時コロナ禍によるテレワークの増加等の要因により、増加しましたが、再び減少傾向にあります。

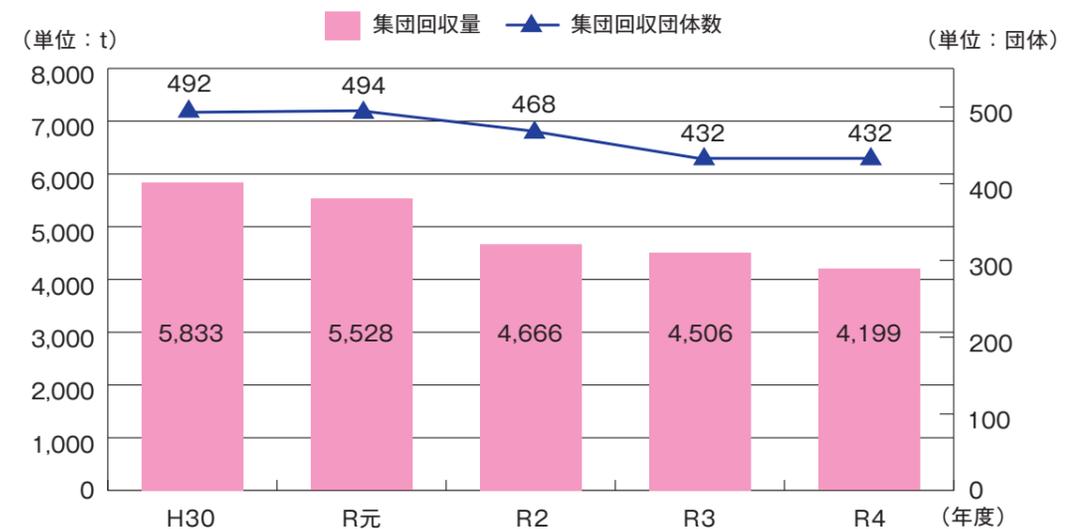
※区民一人1日当たりのごみ排出量 = (区が収集している年間の可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365日 で算出。

※資源回収率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量) で算出。

④ 区民一人1日当たりの資源回収量・資源回収率



⑤ 集団回収量・集団回収団体数



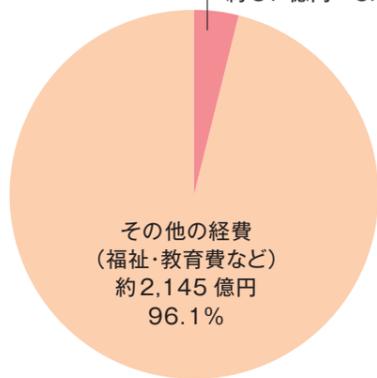
集団回収とは、区民による自主的な資源回収です (詳しくは P7 参照)。

集団回収団体数は、年々増加していましたが、令和元年度をピークに減少傾向にあります。また、集団回収量も行政回収と同様に減少しました。

6 ごみ・資源の処理にかかる経費

一般会計に占める割合

区全体
約2,232億円のうち
ごみ・資源の処理経費
約87億円 3.9%

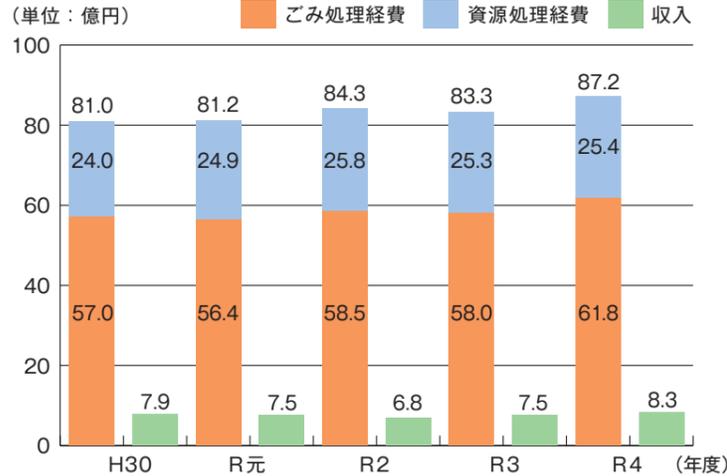


R4年度

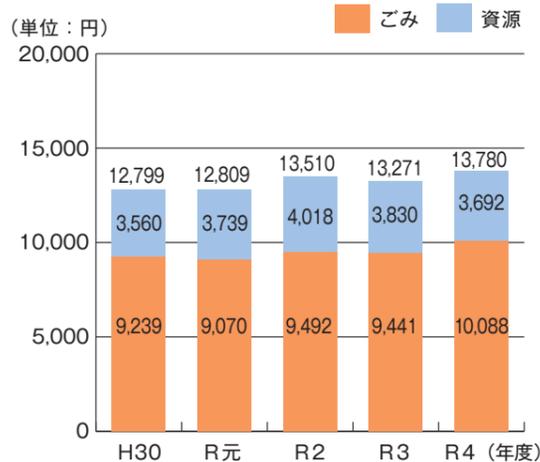
〔収入〕 粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源（古紙・びん・かん・ペットボトル・有用金属類）の売払金などです。

〔経費〕 ・ごみ処理経費とは、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集・運搬・選別にかかる経費（人件費等含む）です。
・資源処理経費とは、古紙・びん・かん・プラスチック製容器包装・ペットボトルの回収・運搬・選別保管にかかる経費です。

収入と経費の比較

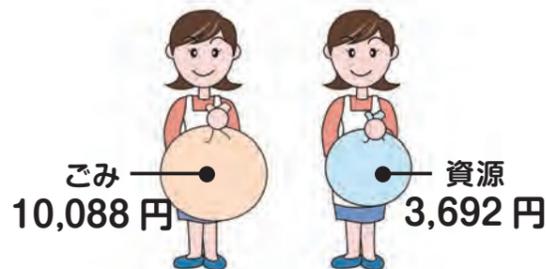


ごみ・資源の処理にかかる経費 (年間区民一人当たり)

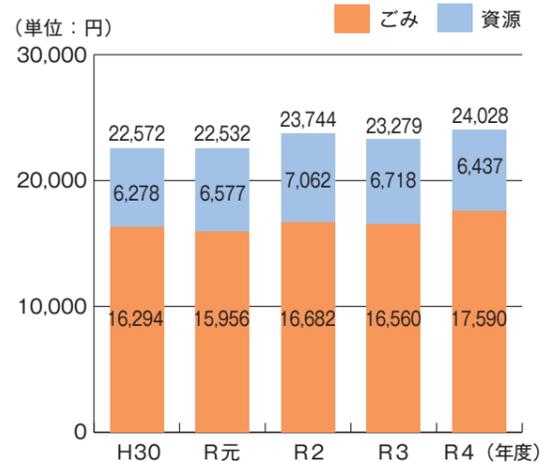


令和4年度 区民一人当たりの費用

13,780円 (昨年度と比べ509円増)

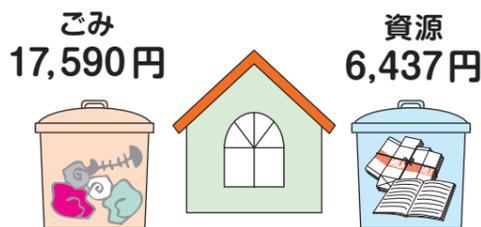


ごみ・資源の処理にかかる経費 (年間一世帯当たり)



一世帯あたりの費用

24,028円 (昨年度と比べ749円増)



7 杉並区の清掃事業の歴史

年	月	杉並区の動き	月	国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の動き
2002年 (平成14年)	4月 11月	・杉並区粗大ごみ受付センター開始 ・環境学習用スケルトン清掃車「ごみぱっくん号」運行開始	5月	・「建設リサイクル法」完全施行
2003年 (平成15年)	3月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定	3月	・「第一次循環型社会形成基本計画」策定
2004年 (平成16年)	3月 7月 11月	・プラスチック製容器包装分別収集モデル事業の実施 ・新潟県三条市・小千谷市災害派遣 ・ペットボトル集積所回収モデル事業開始	4月	・「家電リサイクル法」改正 (冷蔵庫を対象品目に追加)
2005年 (平成17年)	9月	・カラス対策「黄色いごみ袋」を杉並区推奨可燃ごみ収集袋第1号として認定	1月	・「自動車リサイクル法」本格施行
2006年 (平成18年)	2月 10月	・粗大ごみ日曜収集・区民持込制度開始 ・雑がみの分別回収を区内全域で実施	4月	・清掃事業が区へ完全に移管される
2007年 (平成19年)	9月	・新潟県柏崎市清掃災害派遣		
2008年 (平成20年)	3月 4月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・廃プラスチックのサーマルリサイクルを区内全域で実施 ・プラスチック製容器包装・ペットボトルの集積所回収を区内全域で実施 ・不燃ごみを毎週から隔週収集に変更	3月 6月	・「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改正
2009年 (平成21年)	1月 3月 4月	・不燃ごみを隔週から月2回収集に変更 ・杉並中継所操業終了 ・不燃ごみのうち、スプレー缶・カセットボンベ・ライターの分別収集開始	4月	・「家電リサイクル法」改正 (対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加)
2010年 (平成22年)			2月	・東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画」策定
2011年 (平成23年)	1月 5月	・化粧品びんを資源の「びん」として回収開始 ・仙台市清掃災害派遣 (東日本大震災)	6月	・「東京都廃棄物処理計画」策定
2012年 (平成24年)	1月 4月	・杉並清掃工場建替え工事開始につき搬入停止 (~平成29年) ・水銀体温計・血圧計の拠点回収開始 ・インクカートリッジの拠点回収開始	1月	・杉並清掃工場稼働停止
2013年 (平成25年)	4月 7月 10月	・粗大ごみから金属分等有価物回収及び資源化 ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・小型家電15品目の拠点回収開始	4月	・「小型家電リサイクル法」施行
2014年 (平成26年)	2月 4月	・環境基本計画の策定 ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化を一部地域で開始 ・蛍光灯の適正処理及び資源化		
2015年 (平成27年)			3月	・ペットボトルの店頭回収を廃止し、集積所での回収に移行
2016年 (平成28年)	7月	・分別達人への道 ~ごみへるへるプロジェクト~の実施	3月	・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定
2017年 (平成29年)	3月 4月 10月	・フードドライブ取り組みの開始 ・「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」に参加 (東京2020組織委員会主催) ・杉並清掃工場への搬入再開 ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化を区内全域に拡大	10月	・杉並清掃工場再稼働
2018年 (平成30年)	4月 7月 12月	・フードドライブの常設窓口の設置 (4施設) ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・食べのこし0応援店登録開始		
2019年 (令和元年)	4月 6月	・家庭から出る廃食用油の拠点回収を開始 (5施設) ・フードドライブの常設窓口の増設 (10施設)	10月	・「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
2020年 (令和2年)	1月 2月 4月 11月 12月	・「小型家電リサイクル法」の認定事業者とパソコンの宅配便による無料回収の協定を締結 ・小型充電式 (二次) 電池の拠点回収開始 (5施設) ・フードシェアリング事業者と食品ロス削減協定を締結 ・フードドライブ常設窓口の増設 (11施設) ・「杉並区災害廃棄物処理計画」策定	3月 7月	・「東京都食品ロス削減推進計画」策定 ・容器包装リサイクル法関係省令改正 (プラスチック製買利物袋 (レジ袋) の有料化)
2021年 (令和3年)	4月 5月	・フードドライブの常設窓口の増設 (12施設) ・第一生命保険株式会社と食品ロス削減協定を締結	2月 6月	・東京二十三区清掃一部事務組合「基本計画・実行計画」策定、「一般廃棄物処理基本計画」改定 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立
2022年 (令和4年)	4月 5月	・家庭から出る廃食用油の回収拠点の拡充 (累計11施設) ・インクカートリッジ、小型充電式 (二次) 電池リサイクルボックスの回収拠点拡充 (累計11施設) ・回収済みペットボトルの一部を資源循環型リサイクル (ボトル to ボトル) 開始 ・「杉並区環境基本計画」策定 ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」策定	4月	・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行
2023年 (令和5年)	8月 10月	・家庭から出る廃食用油の回収拠点の拡充 (累計12施設) ・インクカートリッジ、小型充電式 (二次) 電池リサイクルボックスの回収拠点拡充 (累計12施設) ・mottECO普及推進モデル事業開始 ・粗大ごみ処理手数料、臨時ごみ処理手数料改定	10月	・事業系有料ごみ処理券料金改定

施設概要



敷地面積 約36,000㎡
 ・建築
 ①工場棟 地上5階 地下3階
 高さ約28m
 ②煙突 高さ約160m
 ・プラント
 ①焼却炉
 型式：全連続燃焼式火格子焼却炉
 (廃熱ボイラ付)
 処理能力：600トン/日
 (300トン/日・炉×2基)
 ②発電設備
 蒸気タービン発電機
 定格出力：24,200 kW
 平成29年9月30日しゅん工

清掃工場の役割

清掃工場では、収集した可燃ごみを安全かつ安定的に効率よく焼却処理します。ごみを焼却することで、ばい菌や害虫、においの発生などを防ぎ、衛生的な環境を保つことができます。一方、焼却の過程では、排ガスや排水中に大気汚染や水質汚濁の原因となる物質も生成されるため、こうした有害物質を最新の公害防止設備で除去・削減し、環境負荷を確実に軽減しています。

ごみは焼却により容積が約 20 分の 1 に減容化され、埋立処分量の削減にもつながります。さらに東京二十三区清掃一部事務組合では、焼却灰をセメントの原料などとして資源化することで、埋立処分量の削減に取り組んでいます。

また、二代目の杉並清掃工場では、ごみの焼却により発生する熱エネルギーを、より効率的に回収する高効率発電設備を導入し、発電出力の増加を図るとともに、LED 照明・インバータ化等による消費電力の低減などの省エネルギー化に努め、地球温暖化防止に貢献しています。

操業協定について

杉並清掃工場は、運営主体である東京二十三区清掃一部事務組合と杉並区及び住民代表とで締結された操業協定に沿って運営されています。操業協定は、和解条項（昭和 49 年）の精神を尊重し、安全で安定した工場の操業により公害の発生を防止することで、地域環境の保全を図ることを目的としています。また、特別区の共同処理による安定的なごみの焼却体制を確保するよう努めるとともに、

(1) 工場のごみ焼却能力は、日量 600 トン (300 トン炉 2 基) とする。

(2) 焼却対象ごみは、原則として杉並区から発生するごみを中心とし、一部周辺区から搬入する。を遵守するとしています。また、工場の操業に当たり、関係法令及び自己規制値を遵守するとともにごみ焼却に伴う公害の発生を防止するために努力するとしています。

杉並清掃工場の特色

杉並清掃工場は「地域にとけ込み、信頼される清掃工場」を目指します。

安全・安心の清掃工場

●環境汚染対策

最新の公害防止設備で対策を徹底しています。大気汚染防止については、初代工場の「協定値」よりも更に厳しい値を自己規制値として遵守しています。

工場の操業状況や環境調査結果などは、地域の皆さんに運営協議会でお知らせするとともに、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ等で公開しています。

環境にやさしい清掃工場

●緑化の推進

建物の壁面・屋上に緑化を行い、高井戸の景観にとけ込むようにするとともに、地面・建物への蓄熱の抑制等、ヒートアイランド対策を進めています。



●エネルギーの活用

ごみ焼却の熱を有効利用して高効率発電を行っており、清掃工場を稼働するために施設で電気を利用し、余剰電力は電気事業者へ売却しています。また、一部の熱は高井戸市民センターの温水プール等に供給しています。

さらに、屋上には太陽光発電パネルを設置し自然光を積極的に利用するとともに、地中熱を利用した空調設備を導入し、自然エネルギーの活用を図っています。

開かれた清掃工場

●ウォーキングロード

四季折々の草花が楽しめます。花壇には高井戸中学校から株分けされた「アンネのバラ」があり、地域のボランティアの皆さんと協働で手入れをしています。



●資料室「東京ごみ戦争歴史みらい館」

東京ごみ戦争の背景や初代工場が建設されるまでの経緯などを相関的に学習することができます。



●環境学習施設「高井戸の里 あし湯」

可燃ごみの焼却熱を利用した「あし湯」を体験できます。



区内の清掃・リサイクル施設



内容	連絡先	
収集全般に関すること 集積所に関すること	① 杉並清掃事務所	成田東 5-15-20 TEL 03-3392-7281
	② 杉並清掃事務所方南支所	方南 1-3-4 TEL 03-3323-4571
清掃車に関すること	③ 高円寺車庫係	高円寺南 2-36-31 TEL 03-3317-6771
可燃ごみの焼却施設	④ 杉並清掃工場	高井戸東 3-7-6 TEL 03-3334-5301
その他清掃・リサイクルに関すること	⑤ 区役所ごみ減量対策課	阿佐谷南 1-15-1 TEL 03-3312-2111 (代表)
環境・リサイクルに関する資料の 閲覧や貸出・講習会に関すること	⑥ 環境活動推進センター	高井戸東 3-7-4 TEL 03-5336-7352
区民のリサイクル活動に関すること	⑦ NPO 法人 すぎなみ環境ネットワーク	高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター内 TEL 03-5941-8701
リサイクル品販売に関すること	⑧ リサイクルひろば高井戸	高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター 1・2 階 TEL 03-3331-4360
粗大ごみの収集受付業務	粗大ごみ受付センター	年末年始(12/29～1/3)を除く。 ● インターネット(24時間受付) https://ecolife.e-tumo.jp/kankyo-suginami-tokyo-u/ ● TEL 03-5296-5300 受付時間 毎日午前 8 時～午後 7 時 ● FAX 03-6880-5852 (24時間受付)

令和5年度 杉並区の清掃事業

令和5年度版

令和5年11月発行

編集・発行 杉並区環境部ごみ減量対策課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111(代)

登録印刷物番号

05-0083

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。 <https://www.city.suginami.tokyo.jp>